

タル、FRP) が設けられていること。

イ 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること。

3 申請者の能力に関する基準については使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第62条第1項第2号の基準をみたすこと。

参考

【根拠法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第67条

破砕業を行おうとする者は、当該事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

【基準法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第69条

都道府県知事は、第67条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- (2) 破砕業許可申請者が第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

(破砕業の許可の基準)

第62条

法第69条第1項第1号（法第70条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
- 二 破砕業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準